

教員養成学部学生が学ぶべき学校の組織的救急対応に関する内容

The Contents Necessary to Learn for University Students of the Faculty of Education, for Organizational Approach to an Emergency Situation Happened in School

戸部 秀之*

Hideyuki TOBE

【概要】 学校においては児童生徒の事故・傷害が多数発生しており、事故発生防止に加え、事故発生時には被害を最小限に抑えるための教職員の組織的対応が不可欠である。そのため、教職志望学生においても救急事態発生時の組織的対応について学ぶ必要がある。本研究では、教員養成段階に求められる教育内容を検討する際の基礎資料として、教育学部学生の理解と実行の自信の状況を把握し、必要な教育内容を把握することを目的として調査を行った。その結果、救急事態発生時の対応については、傷病者の状態の把握から適切な救急処置に至る一連の救急処置の実施について学習と練習が必要と思われた。また、救急体制による組織的対応の意義を学ぶとともに、救急事態発生時の保護者とのコミュニケーションの基本を押さえる必要があると思われた。その他、学習の速やかな回復を図る視点、再発防止に向けた視点など、教育学部学生が学ぶ必要があると思われる点が把握できた。

【Keyword】 教育学部学生 学校事故 傷害発生 組織的救急対応

I はじめに

学校管理下においては、大小さまざまな事故、傷害への対応、熱中症や食物アレルギー等をはじめとする緊急を要する傷病への対応など、児童生徒の救急対応の重要性が叫ばれている。独立行政法人日本スポーツ振興センターの報告（独立行政法人日本スポーツ振興センター;2013）によると、平成24年度中に医療費を給付した学校管理下における負傷・疾病の件数は、小・中学校では約40万件、高等学校では25万件であり、総計100万件を超えている。死亡事例の発生をみると、小学校では各教科等の授業中、課外指導、休憩時間、通学中と広く学校管理下全体にわたって発生しており、中学校および高等学校では学校行事、体育的部活動中に比較的多く発生する傾向が見られるものの、いずれの学校段階においても、学校管理下のいかなる時間・場所においても児童生徒への救急対応が必要となる可能性は常に存在する。

このような状況においては、救急事態発生時の迅速かつ最善の対応が可能となる教職員の資質の向上が不可欠であると同時に、それを可能とする教職員の組織体制が必要となる。学校保健安全法は学校に対して、危険等の発生時に教職員がとるべき措置の具体的内容・手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することを求めている（第29条1項）、また校長に対しては、教職員が適切に対処することができるように、危険等発生時対処要領の周知および訓練等必要な措置を講じることとし（第29条2項）、迅速かつ適切に、組織的な対応ができる体制づ

くりを求めている。

関連分野における研究動向としては、学校における救急体制の整備の必要性や現状、そのあり方について（森村;2007, 向井田ら;2000）、救急体制の整備に向けた教員研修のあり方について（鈴木ら;2009, 金田ら;2009）、養護教諭不在時における一般教諭的確な対応の必要性とその工夫について（鈴木ら;2009, 金田ら;2009）などの報告が見られるが、散見する程度であり、十分な知見が蓄積されているとは言い難い。なお、さいたま市教育委員会が公表した「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル」（さいたま市教育委員会）は、学校における死亡事故をきっかけに専門家を交えて作成された、学校の研修に活用されるテキストであり、広く学校現場で活用されている全国に先がけた例である。

学校安全に関する教員の資質向上はきわめて重要である。中央教育審議会は、その答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」において、「すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるためには、各学校において、安全な環境の整備、様々なケースに対応した防犯・避難訓練、心肺蘇生、心のケアなど事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要」とし、学校安全に関する教職員の資質の向上と研修の必要性について述べている。また、本答申では、「教員養成段階においても安全に関する教育を充実することが求められる」とし、教員養成段階での教

* 埼玉大学教育学部学校保健学講座

育の必要性を強調している。この点について、鈴木ら（2011）は、学生時代に大学の授業で救急処置を学んだ経験がある小学校教諭はきわめて少数だったと報告し、金田ら（2009）は、一般教諭の救急処置の知識について、低いレベルにとどまる者が少なくないとし、教員養成段階での必修化が必要であると述べている。また、坂根（2006）は、大学の授業に学校危機管理の内容を取り入れ、教職志望学生における新たな資質として位置づけている。

教員を目指す学生は、将来教職に就くと同時に児童生徒と生活を共にし、緊急事態においては、その判断・対応が児童生徒の命に直結する。教員を志望する学生は、組織的な救急対応の基本とその実際を学ぶとともに、児童生徒の「命を預かる」者としての自覚を持つことが必要である。その際、問題発生の予防、発生時の適切な組織的対応、事後の対応など、学校教育では重視されるべき多くの事項があり、学校危機管理の視点を広く含む知識・技術を学ぶことが大切である。大学における教員養成段階でこのような教育を進める際には、教職員としての経験を持たないか、限られた経験しかない学生の知識等の状況を十分に把握したうえで、教育内容を検討する必要がある。

そこで本研究では、救急事態発生時の組織的対応および危機管理について教員養成段階に求められる教育内容を検討する際の基礎資料として、組織的な救急対応および危機管理を学ぶ前段階の教育学部学生の理解と実行の自信の状況を把握することを目的として調査を行った。

II 対象および方法

平成26年度前期にS大学教育学部の学部共通科目の一授業である「児童生徒の健康と安全」を受講した学生計108名のうち、調査に協力の意思を示した計96名を対象とした。この授業は、教育学部学生を対象に、児童生徒の学校における安全の確保と緊急対応、健康の維持増進及び健康教育について、教職を目指す者としての基礎基本を習得することを目的とする授業である。教育学部学生の2年生以上が受講対象となっている。

調査の前に受講者に対して次のような講義を実施し、課題に取り組ませた。まず、ガイダンスに続く2回目の授業において、教育の基盤としての児童生徒の健康と安全の重要性について導入的な講義を行った。引き続いて、次のような課題を出した。

【課題】皆さんの今の実力を確かめよう。

学校の休み時間にクラスの児童（生徒）が血相を変えてあなたのもとに走ってきました。「Aさんが遊具（または施設など）から落ちて、声をかけても返事をしません」

ここから、あなたが行うべきこと、考えなければならぬことについて、思いつくことをすべて書きなさい。

救急事態の発生から始まり、問題が完全に収束し、通常の学習が再開するまでに教員として行う必要があること、考える必要があることについて全て書き出させた。けがの状態は軽い場合から、きわめて重篤な場合を含め、あらゆる可能性を考えるよう指示した。課題の実施は十分な時間をかけて行った。

課題終了後に担当教員である筆者より、重要事項について簡単に解説を加えた。内容は次のとおりである。

- ① 救急体制に沿った対応をすること
- ② 事故・傷害の多様な可能性を想定しながら、現場に急行すること
- ③ 他の教職員等、周囲に援助を要請し、管理職等に知らせること
- ④ 傷病の状態を把握すること（意識の確認、呼吸の確認、出血、全身の状態など）
- ⑤ 傷病の状態に応じた適切な応急処置を行うこと（心肺蘇生、止血など）
- ⑥ 病院への移送が必要な場合には、その手配をすること
- ⑦ 保護者への至急の連絡、正しい情報に基づいた説明、希望する医療機関の聴取、来院の依頼などを行うこと
- ⑧ 他の児童生徒への対応をすること（動揺への対応、教育活動の継続など）
- ⑨ 他の児童生徒が事故に関わっている場合の対応をすること（正確な事情聴取、不確かな噂の広がり防止など）
- ⑩ 事後の見舞い、傷病の症状の把握、心身・学校生活・学習に関する支援をすること
- ⑪ 事故発生経緯と対応に関する教職員（必要な場合には学校の保護者を含む）の共通理解を図ること
- ⑫ 原因を究明し、防止対策を検討すること

重大事故においては必要となる以上の事項を紹介したうえで、授業担当教員である筆者からは「思い浮かばなかったこと、自信がないことは、切迫した緊急事態下では実行できない可能性が高い各自の課題となるところなので、今後の授業の中でしっかり押さえるよう」指摘をした。

授業終了後、数分間の時間をとり、上記の①～⑫の項目が記載されている調査用紙を配布し、「思い浮かばなかった項目、自信がない項目」を選択してもらい、調査用紙を回収した。調査は無記名で行った。

なお、調査の実施においては、調査の目的を事前に口頭にて対象者に十分に説明し、調査に同意する者のみ調査用紙を提出するように説明した。

得られたデータについては、全体の分析および学年、課程の違いに着目して集計を行った。

Ⅲ 結果

本研究の対象学生を表1に示す。対象学生は計96名であり、そのうち男子が39名（40.6%）、女子が57名（59.4%）だった。学年は、2年生が最も多く62名（64.6%）、3年生が15名（15.6%）と4年生が19名（19.8%）だった。所属課程は、学校教育教員養成課程が72名（75.0%）、養護教諭養成課程が24名（25.0%）だった。

図1に、対象学生が各項目について「思いつかなかった」または「自信がない」とした頻度を示す。相対的に頻度が少

なかった項目は、「②現場への急行」（2.1%）、「③周囲に援助の要請、管理職に連絡」（9.4%）、「⑥病院への移送の手配」（19.8%）であったが、その3項目以外の9項目はすべて30%を超えていた。なお、頻度が50%を超えた項目は、「①救急体制に沿った対応」（52.1%）、「⑤適切な応急処置（心肺蘇生など）」（55.2%）、「⑧他の児童生徒への対応」（53.1%）、「⑩原因の究明と防止対策の検討」（54.2%）の4項目であった。

表1 対象学生の学年、性別、所属課程

性別	男子	39名	40.6%
	女子	57名	59.4%
学年	2年	62名	64.6%
	3年	15名	15.6%
	4年	19名	19.8%
所属課程	学校教育教員	72名	75.0%
	養護教諭	24名	25.0%
計		96名	100.0%

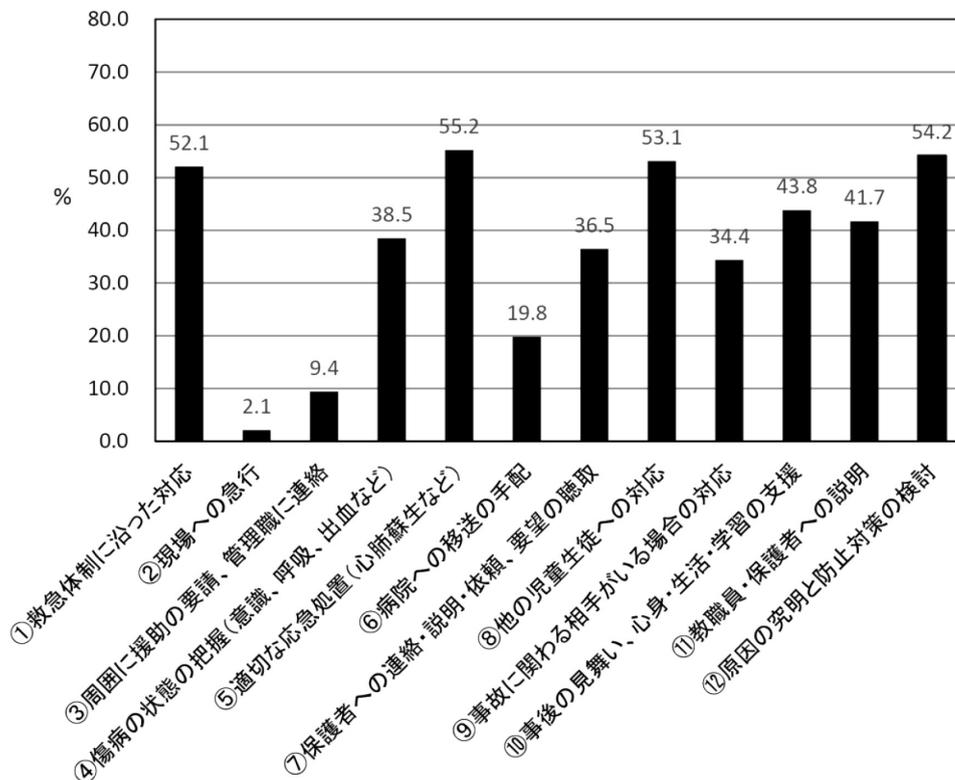


図1 各救急対応の内容について対象学生が「思いつかなかった」または「自信がない」と答えた割合(%)

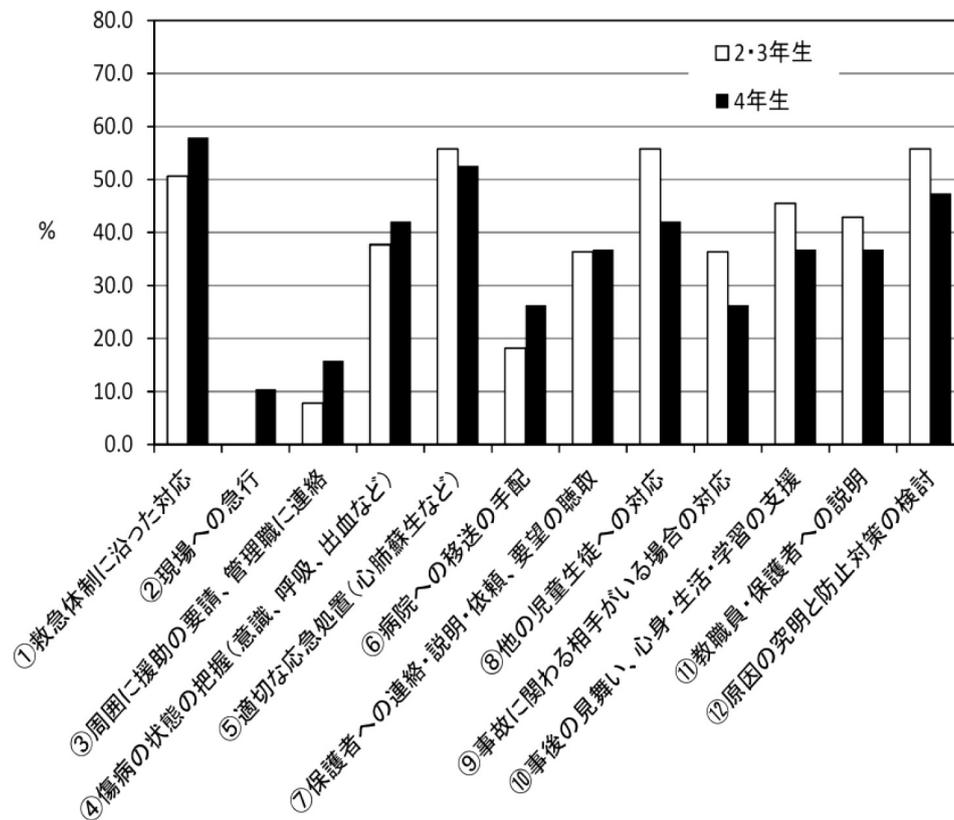


図2 各救急対応の内容について対象学生が「思いつかなかった」または「自信がない」と答えた割合(学年別:2,3年生×4年生)

図2は、各項目について、教育実習に行く前の段階にある2年生および3年生と、教育実習の経験がある4年生に分け、回答の傾向を比較した結果である。「⑧他の児童生徒への対応」、「⑨事故に関わる相手がいる場合の対応」、「⑩事後の見舞い、心身・生活・学習の支援」、「⑪教職員・保護者への説明」、「⑫原因の究明と防止対策の検討」など、事後の対応や関係者間の理解、原因究明と防止対策に関わる項目について、2,3年生に比べ、4年生の方が「思いつかなかった」または「自信がない」とした者が、総じて少ない割合であった。一方で、「①救急体制に沿った対応」(2,3年生:50.6%、4年生:57.9%、以下同様)、「④傷病の状態の把握(意識、呼吸、出血など)」(37.7%、42.1%)、「⑤適切な応急処置(心肺蘇生など)」(55.8%、52.6%)といった緊急事態への即時対応に関わる事項については、2,3年生、4年生ともに「思いつかなかった」「自信がない」とした割合が高かった。なお、いずれの項目にもFisherの正確確率検定による統計的な有意差は見られなかった。

図3は、教諭を養成する学校教育教員養成課程(以下、「学校教育教員」とする)と養護教諭養成課程(以下、「養護教諭」とする)に2分して分析した結果である。養護教諭の対

象学生はほぼ全員が2年生であり(計24名)、学校教育教員では、2年生(39人:54.2%)、3年生(15人:20.8%)、4年生(18人:25.0%)、計72名である。

「①救急体制に沿った対応」(養護教諭:33.3%、学校教育教員:58.3%、以下同様)、「④傷病の状態の把握(意識、呼吸、出血など)」(20.8%、44.4%)といった緊急事態への即時対応に関わる事項については、「思いつかなかった」「自信がない」とした割合が学校教育教員の方が高い割合となっていたが、両課程間に統計的な有意差は観察されなかった。「⑤適切な応急処置(心肺蘇生など)」については両課程とも高い傾向が見られた(50.0%、56.9%)。

保護者対応や教育・生活面における児童生徒への配慮に関わる事項(「⑦保護者への連絡・説明・依頼、要望の聴取」、「⑧他の児童生徒への対応」、「⑩事後の見舞い、心身・生活・学習の支援」、「⑪教職員・保護者への説明」)については、養護教諭の方が総じて値が高く、「思いつかなかった」「自信がない」と回答した割合が若干多い傾向が見られたが、統計的な有意差は、「⑧他の児童生徒への対応」($p < 0.05$, Fisherの正確確率検定)を除いて観察されなかった。

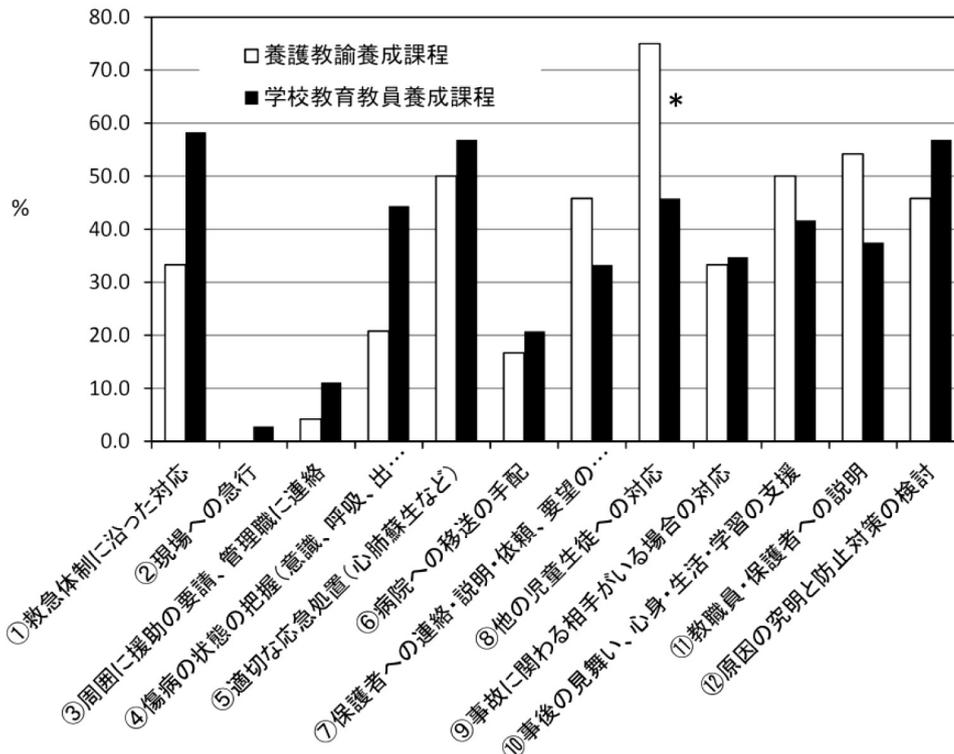


図3 各救急対応の内容について対象学生が「思いつかなかった」または「自信がない」と答えた割合(課程別) *:p<0.05

IV 考察

学校における危機管理には事前の危機管理(リスク・マネジメント)と事後の危機管理(クライシス・マネジメント)の2つの側面がある。前者は危機発生を未然に防ぐため、危機発生の危険を早期に発見して除去したり低減したりすることを中心とする危機管理である。それに対して後者は、危機が発生した場合に適切かつ迅速に対処して被害を最小限に抑え、再発防止に努めるとともに、できるだけ速やかに通常の学校生活を再開することを目的とする危機管理である。さらに渡邊(2006)は、2つの危機管理の側面を『緩和/防止』、『準備』、『対応』、『回復』の4つの側面のサイクルとして捉える危機管理の考え方を紹介している。犯罪、交通安全、防災、傷害を含めた学校における危機管理の考え方として有効な枠組みである。この考え方に沿って本研究で対象学生に質問した内容を捉えると、救急事態発生時の組織的対応の基礎となる「①救急体制に沿った対応」、事故発生時に教職員が組織的に行う具体的な対応である「②現場への急行」、「③援助の要請等」、「④状態の把握」、「⑤適切な応急処置」、「⑥病院への移送の準備」、「⑦保護者への連絡」は事故発生時に即時に求められる『対応』としての内容といえる。なお、「⑧他の児童生徒への対応」については、例えば、児童生徒の危険回避のためや事故現場から早急に避難する必要がある場合には『対応』の範疇であり、児童生徒の動揺や不確かな噂の広がり等に対応する場合などは、次の『回復』の側面から学習の再開に向けた対応として理解することができる。

『回復』に相当する側面としては、「⑨他の児童生徒が関わっている場合の対応」、「⑩事後の見舞い、心身・生活・学習の支援」、「⑪教職員・保護者への経緯・対応の説明」が含まれるであろう。いずれも、速やかな学習の再開を保証するものである。

『緩和/防止』の観点からは、「⑫原因究明と防止対策の検討」が挙げられる。原因を明らかにするとともに、その経験を事故・傷害の防止対策につなげることは重要である。危機発生自体を抑制することが危機管理の一連のサイクルにおいて、最も効果的な危機管理であり、そのための生きた資料として、事故発生時の記録や分析結果が活用されることが大切であろう。

このように、本研究の質問内容は児童生徒の生命と安全確保を最優先とする即時の『対応』における具体的事項を中心に、『回復』、『緩和/防止』の流れを踏まえている。これらに、研修や訓練などの『準備』に関する内容を含めることで、学校における組織的な救急対応の概略的な流れを整理することができる。

(1) 救急事態発生時の『対応』の段階について

本研究の対象学生は2年生以上となっており、2年生が65%と多いが、3年生や4年生も受講していた(表1)。対象学生全員の傾向として(図1)、「思いつかなかった」または「自信がない」と回答したものが特に多かった項目は、危機管理のサイクルの『対応』の段階においては、「⑤適切な救急処

置（心肺蘇生など）」（55.2%）、「①救急体制に沿った対応」（52.1%）であり、続いて「④傷病の状態の把握（意識、呼吸、出血など）」（38.5%）、「⑦保護者への連絡・説明・依頼、要望の聴取」（36.5%）となっていた。特に、半数以上の学生が救急処置について「思いつかない」または「自信がない」としていたが、多くは「自信がない」を反映しているものと想像できる。金田ら（2009）によると、救急処置場面において一般教員が自分自身の処置能力の限界をどのように認識するかが、その後の処置の判断や対応に影響するという。この指摘は、単なる「自信のなさ」はマイナスに影響するが、「ここまでなら対応できる」という自分の処置能力に関する理解が処置の実行にプラスに影響することを示している。自己の処置能力の理解は、救急処置の学習と練習によって高まるものと考えられる。

また、救急事態発生時の保護者に対する連絡とコミュニケーションは極めて重要であり、主観を交えない正確な情報、誠意ある受け答え、希望する医療機関等必要な情報の聴取など、緊急時のコミュニケーションの実際を学ぶことが必要であろう。

なお、学校現場の救急体制に関する報告によると、養護教諭以外の一次救命処置可能者は全体的に少ないこと（向井田ら;2000）、養護教諭不在時の救急体制や、一般教諭が適切に処置を実施することができるようなさまざまな工夫が必要であることが示されている（向井田ら;2000、鈴木ら;2009）。

以上のことから、救急事態発生時の『対応』段階については、教員養成段階においては特に、救急体制による組織的対応の意義と実際、救急処置の理論と手技（島田ら;2012）、事故発生時の保護者とのコミュニケーションなどについて十分に学習する機会を持ち、適切な対応に向けての自信を高めることが必要であろう。

（2）救急事態発生後の『回復』の段階について

危機管理のサイクルの『回復』の段階においては、「⑧他の児童生徒への対応」、「⑨事故に関わる相手がいる場合の対応」、「⑩事後の見舞い、心身・生活・学習の支援」、「⑪教職員・保護者への説明」は、「思いつかなかった」または「自信がない」とした者がいずれも3割を超え、高値であった。学校の特性を考えると、救急対応と同時に、傷病者以外の児童生徒の教育活動の継続や、速やかな学習再開に向けての対応が進められるべきであり、ここにも組織的な対応の必要性が示されている。

事故・傷害への初期対応が十分に行われた後においても、学校と保護者との間で事故・傷害の発生に関する共通認識を持つことは、意見や情報の食い違いや不信感の発生を防止するうえで極めて重要である。校内や保護者への報告・説明の重要性を理解するとともに、その根拠となる正確で詳細な記録の意義を学ぶ必要がある。さらに、事故後の受傷児童生徒に対する気遣いや心身・生活・学習などの配慮がスムーズな学習の再開を促すなど、よりスムーズな学習

再開に向けた学校特有の支援が必要であることを、教員養成段階から学ぶことは意義があると思われる。

（3）再発防止に向けた取り組みについて

「⑫原因の究明と防止対策の検討」は、危機管理のサイクルの『緩和/防止』として重要な項目である。しかしながら、対象学生の半数以上がこの点について「思いつかなかった」または「自信がない」と回答していた。事故防止対策を立案し、計画的に実施するためには、起こった事故の原因を分析し、学校環境の改善、対応マニュアルやルール等の見直し、児童生徒に対する安全教育等に反映していくことが効果的であろう。危機発生を未然に防ぐリスク・マネジメントの情報源として、実際に発生した事故・傷害の情報は貴重であり、危機管理のサイクルの『準備』につながるポイントでもある。教員養成段階においても、授業の中で事故の例題をもとに再発防止対策を考案し、どのように教員研修に反映させるかシミュレーションを行うなど、さまざまな取り組みが可能であろう。

以上のように、子どもの命を預かる教員としての基礎知識として、教員養成段階から救急事態発生時の危機管理を学ぶことは大変重要であると思われる。その際、事故等が発生した際の、機敏で、かつもれのない対応をするためには、組織的な対応が不可欠であることも同時に理解する必要があるだろう。

（4）学年別、課程別の傾向について

次に、教育実習への参加により変化が生じるか否かを知るために、教育実習（4週間）参加前の2、3年生と、参加後の4年生に分けて学年別の比較をしたところ（図2）、各項目に「思いつかなかった」または「自信がない」とした者の割合には、いずれの項目にも有意差は見られなかった。つまり、4週間の学校現場の体験によって、何らかの意識の変化につながる可能性は期待はできるものの、救急対応の知識や自信に変化をもたらす程の明確な変化が生じるとは考えにくい結果であった。先行研究（鈴木ら;2011）にも、教員になってから救急処置が上達したと感じている教員が約1/3しかいなかったという報告が見られる。つまり、教員養成段階からの、より目的的な学習の機会が必要であることを示しているといえよう。

また、養護教諭を目指す学生（養護教諭養成課程）と一般教諭を目指す学生（学校教育教員養成課程）に分けて検討したところ（図3）、「他の児童生徒への対応」については養護教諭養成課程の学生では7割以上が「思いつかなかった」または「自信がない」としていたのに対し、学校教育教員養成課程の学生は46%と低く（ $p<0.05$ ）、一方、有意ではないが、「①救急体制に沿った対応」、「④傷病の状態の把握」については、養護教諭養成課程の学生の方が良好な傾向であった。このように、救急体制における役割分担の意識がすでに働いている可能性が考えられた。救急事態が、いつ、いかなる場所で発生しても、すべての教職員が最善

の対応ができる必要があり、すべての教職員が対応できる必要がある。養護教諭が不在である可能性もあることから、課程の違いに関わらず、教員を目指すもの全員が知識と自覚を持つ必要があるだろう。なお、「⑤適切な応急処置」については、両課程とも50%以上の高い傾向であったが、専門性の違いが大きく反映される項目であるので、両課程でみられた高値の背景には、職務の違いによる異なった意識が反映されているものと思われる。

まとめ

本研究では、学校における救急事態発生時の危機対応について、一連の具体的な対応項目に対する教員養成学部学生の知識や自信に着目して、そのレディネスを把握し、教員養成段階で教えるべき内容を把握しようとした。その結果から教員養成段階において以下のような点を学ぶ必要があると思われる。

- ・救急事態発生時の対応については、傷病者の状態の把握から適切な救急処置に至る一連の救急処置の実施について学習と練習が必要であると思われる。また、救急体制による組織的対応の意義を学ぶとともに、救急事態発生時の保護者とのコミュニケーションの基本を押さえる必要があると思われる。
- ・救急事態発生後の学習の速やかな回復を図る視点からは、傷病児童生徒以外の児童生徒の教育活動の継続や、速やかな学習再開に向けての対応、正確な記録と情報に基づく報告等による学校と保護者間での事故・傷害の発生に関する共通認識の形成の必要性を押さえる必要があると考えられる。
- ・危機発生を未然に防ぐリスク・マネジメントの視点からは、実際に発生した事故・傷害の情報を再発防止対策の情報源として分析・活用することを学ぶ必要があると思われる。
- ・教育実習の体験は、学生の救急対応に関する知識や自信を有意に高めるまでには至らず、救急対応の目的的な学習が必要であると考えられた。
- ・一般教諭と養護教諭の職務の違いを超えて、すべての教員が救急事態発生時に対応できることの必要性を理解する必要があると考えられた。

文 献

- 金田（松永）恵，河田史宝（2009）養護教諭不在時救急処置の改善のために必要な研修の方向性について－骨折を疑う場面での一般教員の困惑を左右する要因に焦点をあてて－. 茨城大学教育実践研究 28, pp.79-87
- さいたま市教育委員会：体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～，
<http://www.city.saitama.jp/003/002/011/p019665.html>
- 阪根健二（2006）教員養成における「学校危機管理」－教職志望学生の新たな資質への提言－，大学と学生，24号，pp.24-31

- 島田彩，杉田克生，野崎とも子，塩田瑠美（2012）教育学部生に対する一次救命処置指導の必要性和有効性の検討，千葉大学教育学部研究紀要 60, pp.19-24
- 鈴木みゆき，大谷尚子（2009）小学校における救急体制を整備・充実させるための校内研修のあり方--職員研修を段階的に実施した小学校の事例検討から，学校救急看護研究 2, pp.25-36
- 鈴木みゆき，大谷尚子（2011）小学校教員の救急処置にかかわる体験・意識の実態と救急処置行動の意思に関連する要因，学校救急看護研究，4, pp.60-71
- 中央教育審議会答申（平成20年1月）「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター（2013）学校の管理下の災害〔平成25年版〕，
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1701/Default.aspx
- 向井田紀子，小林正子，田中哲郎（2000）学校事故に対する救急体制の現状に関する研究，学校保健研究 42, pp.105-116
- 森村尚登（2007）学校の救急体制，臨床スポーツ医学，24, pp.191-197
- 渡邊正樹（2006）学校安全の意義とその目標，（渡邊正樹：編著）. 学校安全と危機管理, pp.10-21,大修館書店，東京